

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第3部門第2区分
【発行日】平成20年5月1日(2008.5.1)

【公表番号】特表2007-535502(P2007-535502A)
【公表日】平成19年12月6日(2007.12.6)
【年通号数】公開・登録公報2007-047
【出願番号】特願2007-503102(P2007-503102)
【国際特許分類】

A 6 1 K 31/65 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/65

【手続補正書】

【提出日】平成20年3月11日(2008.3.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

有効量の非抗菌性テトラサイクリン製剤を含むことを特徴とする、治療する必要のある哺乳類の大動脈弁狭窄症の治療用の医薬組成物。

【請求項2】

前記テトラサイクリン製剤が、非抗菌量の抗菌性テトラサイクリンを含む、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項3】

前記抗菌性テトラサイクリンが、テラマイシン、オーレオマイシン、ドキシサイクリン、ミノサイクリン、テトラサイクリン、オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン、デメクロサイクリン、リメサイクリン、またはこれらの製薬上許容し得る塩からなる群から選択される、請求項2記載の医薬組成物。

【請求項4】

前記テトラサイクリン製剤が、非抗菌性テトラサイクリンを含む、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項5】

前記非抗菌性テトラサイクリンが、CMT-1、CMT-2、CMT-4、CMT-6、CMT-7、CMT-9、CMT-10、またはこれらの製薬上許容し得る塩からなる群から選択される、請求項4記載の医薬組成物。

【請求項6】

前記テトラサイクリンが、CMT-3、その類似物、またはこれらの製薬上許容し得る塩である、請求項4記載の医薬組成物。

【請求項7】

前記テトラサイクリンが、CMT-8、その類似物、またはこれらの製薬上許容し得る塩である、請求項4記載の医薬組成物。

【請求項8】

ヒト以外の哺乳類に有効量の非抗菌性テトラサイクリン製剤を投与することを特徴とする、治療する必要のある前記哺乳類の大動脈弁狭窄症の治療方法。

【請求項9】

治療する必要のある哺乳類の大動脈弁狭窄症の治療用の医薬組成物を調製するための非

抗菌性テトラサイクリン製剤の使用。